

令和8年
7月21日から

酒酔い運転の基準が変わりました!

これまで曖昧だった基準が、**数値基準**で**明確**に! 知らなかったでは済まされません!

お酒を飲んだら
運転しない!
させない!

酒酔い運転の基準

数値基準が明確に!

血液 1mLにつき **1.0mg以上**

呼気 1Lにつき **0.5mg以上**

ビール大瓶2本、日本酒2合程度で
該当します!

改正前 アルコールの影響により
正常な運転が困難な状態

! 数値基準未満でも、
正常な運転ができないおそれがある状態は
「酒酔い運転」に該当します。

刑罰

非常に重い罰則です!

酒酔い運転

違反した場合

5年以下の懲役
または
100万円以下の罰金

さらに...

運転者だけでなく、
車両の提供者・酒類の提供者・
同乗者にも罰則が科されます!

! 酒酔い運転は「故意」でなくても、
重大な結果につながる危険な行為です。

酒酔い運転で
人を負傷させた場合

業務上過失致死傷罪よりも重い
刑罰が科されます!

7年以下の懲役
または
150万円以下の罰金

こんな飲酒量でも 要注意です!

体質・体調・
飲むスピードによって
酔いの程度は変わります。



その一杯が、
あなたや大切な人の**未来を奪う**かもしれません。



飲酒運転は
絶対にやめましょう!

「ちょっとだけ」
「大丈夫だろう」は
通用しません。